

(10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和5年1月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 東伯郡北栄町 個人

乙 東京都港区 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を8割とし、県は、損害賠償金220,744円を甲に、51,920円を乙に、それぞれ支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和3年10月29日

(2) 事故発生場所

東伯郡北栄町松神地内

(3) 事故の状況

鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、一時停止をした後、交差点へ進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方甲所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。